

神戸市立学校園における医療的ケア支援事業実施要綱

平成 28 年 4 月 1 日 教育長決定

(目的)

第 1 条 本事業は、看護師を派遣することにより、神戸市立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校（以下「学校園」という。）に在籍する日常的に医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が安心して学校での生活及び学習ができること、また保護者の負担の一部軽減を図ることを目的とする。

(対象となる幼児児童生徒)

第 2 条 本事業の対象となる幼児児童生徒は次の 2 項目にいずれも該当するものとする。

- (1) 学校園に在籍する幼児児童生徒のうち、学校園において保護者が医療的ケアを実施する必要があるもの
 - (2) 保護者から本事業利用についての依頼があり、校園長が必要と認めたもの
- (医療的ケアの範囲)

第 3 条 本事業によって対象とする医療的ケアの内容は原則として次の通りとする。

- (1) たんの吸引
 - (2) 経管栄養
 - (3) 導尿
 - (4) その他、教育委員会が実施を認めた医療的ケア
- (看護師の業務内容)

第 4 条 看護師は医療的ケアに関して次の業務を行う。

- (1) 申請のあった医療的ケアについて主治医の指示書に基づいて校園内及び学習活動場所として校園長が指定する場所で実施すること
 - (2) 保護者及び学校園との連携に関すること
 - (3) 医療的ケアの実施に係る書類の作成に関すること
 - (4) 緊急時の対応及び緊急事態に対する学校園の管理職への報告に関すること
 - (5) その他、医療的ケアの実施に関し、教育委員会が必要と認めたこと
- (校園内医療的ケア委員会)

第 5 条 校園長は、校園内医療的ケア委員会を開催し、該当幼児児童生徒に関する打合せを行う。

2 開催については、原則として年 3 回程度行うこととする。

3 委員は、校園長、教頭、養護教諭、担任、学校医、保護者、看護師、その他校園長が必要と認める者とする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるものの他、本事業に関して必要な事項は、「神戸市立学校園における医療的ケア支援事業」実施要領に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。